

令和2年度 市民税・県民税の計算の仕方

◆配偶者控除額 ※納税義務者の合計所得が1,000万円超は対象外

	納税義務者の合計所得		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
一般控除額	33万	22万	11万
老人控除額 *70歳以上の方	38万	26万	13万

*被扶養者の合計所得金額が38万円以下

◆配偶者特別控除額 ※納税義務者の合計所得が1,000万円超は対象外

	納税義務者の合計所得		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
配偶者の合計所得	住民税	住民税	住民税
380,001～850,000	33万	22万	11万
850,001～900,000	33万	22万	11万
900,001～950,000	31万	21万	11万
950,001～1,000,000	26万	18万	9万
1,000,001～1,050,000	21万	14万	7万
1,050,001～1,100,000	16万	11万	6万
1,100,001～1,150,000	11万	8万	4万
1,150,001～1,200,000	6万	4万	2万
1,200,001～1,230,000	3万	2万	1万
1,230,001～	対象外		

・源泉控除対象配偶者：納税義務者(合計所得900万以下に限る)と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が85万以下の人

・同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が38万円以下の人

※納税義務者の所得制限により、配特になったとしても**障害者控除を適用可能**

・控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得が1,000万円以下の人

◆生命保険料控除額の計算方法 ※端数切り上げ

新制度	①契約日が平成24年1月1日以降の契約 ②契約日が平成23年12月31日以前の契約であっても、平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加などを行った場合
旧制度	平成23年12月31日以前の契約

○旧制度

住民税	
15,000まで	全額
15,001～40,000	×1/2+7,500
40,001～70,000	×1/4+17,500
70,001～	35,000

○新制度

住民税	
12,000まで	全額
12,001～32,000	×1/2+6,000
32,001～56,000	×1/4+14,000
56,001～	28,000

生命保険+個人年金+介護医療の控除最高限度額 7万円

旧制度と新制度の両方の保険料を支払っている場合の上限度

(1)旧制度のみでの控除額

(2)旧制度と新制度それぞれ上記計算式により計算した控除額(上限28,000円)

各控除について(1)(2)いずれかのうち、控除額が大きいものが適用されます。

◆寡婦・寡夫控除額一覧

性別	状態	扶養親族等の条件	所得要件	区分	控除額
女性	死別・離婚 ・生死不明	扶養親族である子がいる	500万円以下	特別寡婦	30万円
		扶養親族(子以外)がいる	500万円超え	寡婦	26万円
	総所得金額等が38万円以下の生計を一にする(*)子がいる	要件なし			
男性	死別・離婚・生死不明	要件なし	500万円以下	寡夫	26万円
		総所得金額等が38万円以下の生計を一にする(*)子がいる	500万円以下		

*生計を一にする子で他の者の扶養親族になっていない総所得金額等が38万円以下の子

◆医療費控除の計算方法 控除限度額 200万円

控除額=(平成31年1月から令和元年12月までの間に支払った医療費総額-補てんされる金額)-(10万円または総所得金

◆セルフメディケーション税制の計算方法 控除限度額 8万8千円

控除額=(スイッチOTC医薬品-12,000円=医療費控除)

※「健康の保持増進及び疾病の予防」の証明書が必要。証明書には①氏名②取組を行った年分③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載が必要

◆地震保険料控除額の計算方法 ※端数切り上げ

	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
地震	支払保険料×0.5	25,000円(限度額)
旧長期	1円～5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	10,000円(限度額)

地震 + 旧長期 の控除最高限度額 25,000円

◆扶養控除額

*被扶養者の合計所得金額が38万円以下

	控除の区分	控除額
扶養控除	一般の扶養親族 (平成9年1月1日以前生と 平成13年1月2日～平成16年1月1日生)	33万円
	特定扶養親族 (平成9年1月2日～平成13年1月1日生)	45万円
	老人扶養親族 (昭和25年1月1日以前生)	同居老親等 45万円
	同居老親等以外	38万円

*同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であたや配偶者との同居を常に行っている人のことです。兄弟姉妹は該当しません。

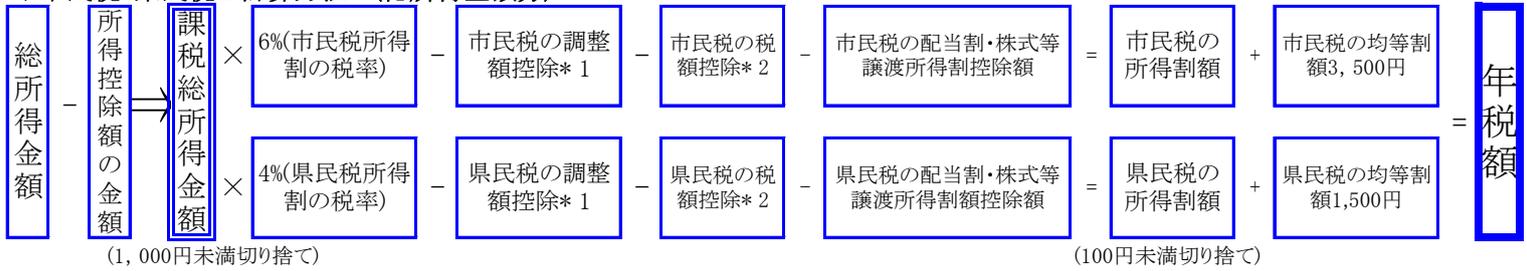
◆障害者控除額一覧

手帳の種類	等級	区分	控除額
身体障害者手帳	3～6	その他の障害者	26万円
	1～2	特別障害者 (同居特別障害者)	30万円 (53万円)
療育手帳	B・C	その他の障害者	26万円
	A・A	特別障害者 (同居特別障害者)	30万円 (53万円)
精神障害者保険福祉手帳	2・3	その他の障害者	26万円
	1	特別障害者 (同居特別障害者)	30万円 (53万円)

*同居特別障害者とは控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつあなたや配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常としている人のことです。

*その他の手帳をお持ちの方は市民税課へ、介護保険法における要介護認定を受けている方は介護福祉課へお問い合わせください。

◆市民税・県民税の計算方法（総所得金額分）



*1 調整控除

個人の人的控除の適用状況に応じて、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額を調整する控除です。

課税総所得金額が200万円以下の場合	次の1, 2のいずれか少ない金額の5%(市民税3%・県民税2%)を控除 1 所得税と市民税・県民税の人的控除額の差の合計 2 課税総所得金額
課税総所得金額が200万円超の場合	{ 所得税と市民税・県民税の人的控除額の差の合計額-(課税総所得金額-200万円) }の5%(市民税3%・県民税2%)を控除 * この金額が2,500円未満の場合は市民税1,500円 県民税1,000円を控除

*2 税額控除

税額控除には、配当控除、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除及び外国税控除額があります。

～所得金額の求め方～

- ① 営業等所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除
 - ② 農業所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除
 - ③ 不動産所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除
 - ④ 利子所得 = 収入金額
 - ⑤ 配当所得 = 収入金額 - 株式等取得のための負債利子
 - ⑥ 給与所得 = 下記の「給与所得の計算方法」により算出してください。
 - ⑦ 雑所得
公的年金等 = 下記の「公的年金等の雑所得の計算方法」により算出してください。
その他 = 収入金額 - 必要経費
 - ⑧ 総合譲渡・一時所得 ※特別控除額は、差引金額に合わせて譲渡・一時所得それぞれ50万円※が控除されます。
- ※所得金額が上限
- 短期 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
 - 長期 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) ÷ 2
 - 一時所得 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) ÷ 2

◆市民税・県民税が課されない人

- 1 所得割・均等割ともに非課税 次の(1) (2) (3)のいずれかに該当する方
- (1) 令和2年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - (2) 障害者・未成年者・寡婦または寡夫で、平成31年1月から令和元年12月中の合計所得金額が125万円以下の方
 - (3) 平成31年1月から令和元年12月中の合計所得金額が、次の式によって得た金額以下の方
28万円 × (控除対象配偶者および扶養親族の数+1) + (控除対象配偶者または扶養親族がいる場合16.8万円)
- * 合計所得金額より所得控除額(医療費控除・社会保険料控除・扶養控除等)の合計が多い場合でも合計所得金額が上記の式によって求めた金額以上の方は均等割が課税されます。

2 所得割のみ非課税

上記以外の方で平成31年1月から令和元年12月中の総所得金額等の合計額が、次の式によって得た金額以下の方
35万円 × (控除対象配偶者および扶養親族の数+1) + (控除対象配偶者または扶養親族がいる場合32万円)

◆給与所得の計算方法 * () 内は小数点以下切り捨て

収入金額(円)	所得金額
650,999以下	0円
651,000～1,618,999	収入金額 - 650,000円
1,619,000～1,619,999	969,000円
1,620,000～1,621,999	970,000円
1,622,000～1,623,999	972,000円
1,624,000～1,627,999	974,000円
1,628,000～1,799,999	(収入金額 ÷ 4,000) × 2,400円
1,800,000～3,599,999	(収入金額 ÷ 4,000) × 2,800 - 180,000円
3,600,000～6,599,999	(収入金額 ÷ 4,000) × 3,200 - 540,000円
6,600,000～9,999,999	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000以上	収入金額 - 2,200,000円

◆公的年金の雑所得の計算方法

単位(円)

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額
昭和30年	1～1,299,999	(A) - 700,000円
1月2日以降に生まれた方	1,300,000～4,099,999	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000～7,699,999	(A) × 0.85 - 785,000円
昭和30年1月1日以前に生まれた方	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円
	1～3,299,999	(A) - 1,200,000円
昭和30年1月1日以前に生まれた方	3,300,000～4,099,999	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000～7,699,999	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円